

ID: 144

担当部署: 生活文化スポーツ部 文化振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市保谷こもれびホール条例 第6条第1項(第28条第2項において準用する場合に限る。)		
例 規 番 号	平成13年条例第119号		
【根拠条文】 (利用料金) 第6条 第4条による使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、指定管理者(第12条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第8条までにおいて同じ。)に、施設及び附属設備の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)をその使用の許可を受けた際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。 2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。 【基準】 根拠条文及び西東京市保谷こもれびホール条例施行規則第7条の規定による。 (利用料金) 第7条 条例第6条第1項及び第2項に定める施設等の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)のうち附属設備に係るものは、別表第3のとおりとする。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日